



2020年5月12日

各 位

上場会社名 株式会社田中化学研究所  
代表者 代表取締役 社長執行役員 横川 和史  
(コード番号 4080)  
問合せ先責任者 副社長執行役員 大畑 尚志  
(TEL. 0776 - 85 - 1801 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第64期定時株主総会に以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能のさらなる強化を通じてコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営の透明性、客観性を一層向上させるとともに、意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の詳細内容は別紙の通りであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年6月26日(金)  
定款変更の効力発生日 2020年6月26日(金)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<b>第4章 取締役および取締役会</b>	<b>第4章 取締役および取締役会</b>
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 20 条 当会社の取締役は、7名以内とする。	第 20 条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。
	2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。	3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
(取締役の解任)	(取締役の解任)
(新設)	第 22 条 取締役は株主総会において解任する。
	2 監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
	3 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新設)	2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
	4 会社法第 329 条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場	第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場

合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。  
2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(新設)

**(取締役会の招集通知)**

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

**(取締役会の決議の省略)**

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

**(重要な業務執行の決定の取締役への委任)**

(新設)

**(取締役会の議事録)**

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、議長となる。  
2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

3 代表取締役以外の各取締役は、法令の定めるところに従い、必要がある場合には、取締役会の招集を代表取締役に請求しまたは自ら招集することができる。ただし、取締役会の招集を請求する場合には、会議の目的事項を記載した書面を代表取締役に提出することによるものとし、自ら取締役会を招集する場合は、第 26 条第1項の方法によるものとする。

4 前3項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。この場合、第 26 条第1項の方法によるものとする。

**(取締役会の招集通知)**

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

**(取締役会の決議の省略)**

第 28 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

**(重要な業務執行の決定の取締役への委任)**

第 29 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

**(取締役会の議事録)**

第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

**(取締役の報酬等)**

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**第5章 監査役および監査役会**

**(監査役および監査役会の設置)**

第32条 当社は監査役および監査役会を置く。

**(監査役の数)**

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

**(監査役の選任)**

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

**(監査役の任期)**

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

**(常勤監査役)**

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

**(監査役会の招集通知)**

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

**(監査役会の決議の方法)**

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

**(監査役会の議事録)**

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

**(取締役の報酬等)**

第32条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

**第5章 監査等委員会**

**(監査等委員会の設置)**

第34条 当社は監査等委員会を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

**(常勤監査等委員)**

第35条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

**(監査等委員会の招集通知)**

第36条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

**(監査等委員会の決議の方法)**

第37条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

**(監査等委員会の議事録)**

第38条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

**(監査役監査規程)**

第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役監査規程による。

**(監査役の報酬等)**

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

**(監査役の責任免除)**

第 42 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

**第6章 会計監査人**

**(会計監査人の報酬等)**

第 46 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

**附則**

(新設)

**(監査等委員会規程)**

第 39 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削 除)

(削 除)

**第6章 会計監査人**

**(会計監査人の報酬等)**

第 43 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

**附則**

**(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)**

- 1 当社は、第 64 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第 64 期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。